

令和元年  
岩手県教育委員会定例会  
10 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和元年 10 月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和元年 10 月 7 日（月）午後 1 時 30 分

第 1 会期決定の件

第 2 事務報告 1 令和 2 年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について ( 学 校 教 育 課 )

第 3 協 議 1 会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の指示専決処理について ( 教 職 員 課 )

第 4 協 議 2 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の指示専決処理について ( 学 校 調 整 課 )

第 5 議案第 14 号 岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ( 学 校 教 育 課 )

第 6 閉 会

## 令和2年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について

### 1 学級設置の基本的考え方

障がいのある児童生徒に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、望ましい成長発達を促すとともに、社会参加と自立を図るため、教育諸条件を整える。

### 2 学級数の取扱い

県立特別支援学校高等部の在籍数及び入学希望見込みの増減等を勘案し、毎年度調整するものとする。

### 3 学級数の増減

#### 【学級数が増加する学校】

学校名	対象障がい	科・学級	令和2年度学級数	31年度からの増減	備考
盛岡視覚支援学校	視覚障がい	普通科・重複障害学級	1学級 (定員3名)	1学級増 (定員3名)	
		保健医療科・通常学級	1学級 (定員8名)	1学級増 (定員8名)	
盛岡聴覚支援学校	聴覚障がい	専攻科・産業技術科・通常学級	1学級 (定員8名)	1学級増 (定員8名)	
一関清明支援学校	知的障がい	普通科・通常学級 (知的)	1学級 (定員8名)	1学級増 (定員8名)	
宮古恵風支援学校	知的障がい・肢体不自由	普通科・重複障害学級	4学級 (定員12名)	1学級増 (定員3名)	
釜石祥雲支援学校	知的障がい・肢体不自由	普通科・通常学級 (病・肢)	1学級 (定員8名)	1学級増 (定員8名)	

#### 【学級数が減少する学校】

盛岡みたけ支援学校	知的障がい	普通科・重複障害学級	4学級 (定員12名)	1学級減 (定員3名)	
盛岡となん支援学校	肢体不自由	普通科・重複障害学級	2学級 (定員6名)	1学級減 (定員3名)	
前沢明峰支援学校	知的障がい・肢体不自由	普通科・通常学級	2学級 (定員16名)	1学級減 (定員8名)	
気仙光陵支援学校	知的障がい・肢体不自由	普通科・通常学級	1学級 (定員8名)	1学級減 (定員8名)	
		普通科・重複障害学級	2学級 (定員6名)	1学級減 (定員3名)	

#### <参考>

平成29年度以降の県立特別支援学校高等部募集定員・学級（訪問教育を除く）

	令和2年度		平成31年度		平成30年度		平成29年度	
	学級数	募集定員	学級数	募集定員	学級数	募集定員	学級数	募集定員
通常学級	34	272名	32	256名	33	264名	35	280名
重複障害学級	36	108名	37	111名	41	123名	38	114名
合計	70	380名	69	367名	74	387名	73	394名

※ 通常学級は、1学級8名定員を基準とする。

※ 重複障害学級は、1学級3名定員を基準とする。また、重複障害学級は1～3年を通じた学級である。

事務報告 1

令和2年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科学級数及び入学予定者数一覧

対応障がい	学校名	部	学科	学級数・人数		備考
視覚障がい	盛岡視覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1学級増
			重複 1学級	3		
		専攻科	保健医療科	通常 1学級	8	1学級増
			理療科	通常 1学級	8	
聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	
			重複 1学級	3		
		専攻科	産業技術科	通常 1学級	8	1学級増
			産業技術科	通常 1学級	8	
知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	高等部	生活科学科	通常 4学級	32	
			農産技術科			
			加工生産科			
			流通・サービス科			
	盛岡みたけ支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	1学級減
			重複 4学級 ※	12		
	二戸分教室	高等部	普通科	通常 1学級	8	
			重複 1学級 ※	3		
	盛岡ひがし支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	
			重複 1学級 ※	3		
知的障がい・ 肢体不自由	花巻清風支援学校	高等部	普通科	通常 3学級	24	
	重複 5学級 ※	15				
	前沢明峰支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	1学級減
	重複 4学級 ※	12				
	気仙光陵支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1学級減
重複 2学級 ※	6	1学級減				
宮古恵風支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	1学級増	
			重複 4学級 ※	12		
久慈拓陽支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16		
			重複 2学級 ※	6		
盛岡となん支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1学級減	
			重複 2学級	6		
盛岡青松支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8		
			重複 2学級	6		
自が病弱・ 肢体的障 がい	一関清明支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 3学級	24	1学級増
			普通科(病・肢)	通常 1学級	8	
			普通科	重複 4学級 ※	12	
			普通科	重複 1学級	3	
自が病弱・ 肢体的障 がい	釜石祥雲支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 1学級	8	1学級増
			普通科(病・肢)	通常 1学級	8	
			普通科	重複 1学級 ※	3	
			普通科	重複 1学級	3	
入 訪問 教育 V	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	※	若干名	
	盛岡みたけ支援学校		普通科	※	若干名	
	花巻清風支援学校		普通科	※	若干名	
	前沢明峰支援学校		普通科	※	若干名	
	一関清明支援学校		普通科	※	若干名	
	気仙光陵支援学校		普通科	※	若干名	
	釜石祥雲支援学校		普通科	※	若干名	
	宮古恵風支援学校		普通科	※	若干名	
久慈拓陽支援学校	普通科	※	若干名			

※は1～3学年を通じた人数として示している。

## 協議 1

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の指示専決処理について

次のとおり、会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則に関し教育長が専決処理することについて、指示を求める。

### 第 1 制定の趣旨

会計年度任用職員の給与等に関する条例第 29 条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めようとするものである。

### 第 2 規則案の内容

1 この規則の目的について定めること。（第 1 条関係）

2 技能職員等の定義について定めること。（第 2 条関係）

技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県規則第 51 号。以下「給与規則」という。）の規定の例によること。

3 給料について定めること。（第 3 条関係）

知事が定める会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（以下「会計年度任用技能職員等給与規則」という。）の規定の例によること。

4 諸手当について定めること。（第 4 条関係）

会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例によること。

5 特殊勤務手当について定めること。（第 5 条関係）

（1）特殊自動車運転作業手当

農業高等学校又は工業高等学校等に勤務する技能職員等が、給与規則に規定する作業に従事したときに、支給すること。

（2）高所作業手当

盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校又は一戸高等学校に勤務する技能職員等が、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したときに、支給すること。

（3）社会福祉施設等勤務手当

技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 13 号。以下「教委技能職員等給与規則」という。）の規定の例によること。

（4）上記のほか、特殊勤務手当については、会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例によること。

- 6 早出勤務手当について定めること。(第6条関係)  
教委技能職員等給与規則の規定の例によること。
- 7 給与の支給及び退職手当について定めること。(第7条関係)  
会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例によること。
- 8 施行期日  
この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

### 第3 指示専決の理由

知事が定める会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（以下「知事規則」という。）が10月中に公布される予定であり、知事規則が公布された場合には、教育委員会の会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則を制定する必要があるため、同規則の制定について、あらかじめ教育委員会の指示を受け、教育長が専決処理をしようとするものである。

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の制定について

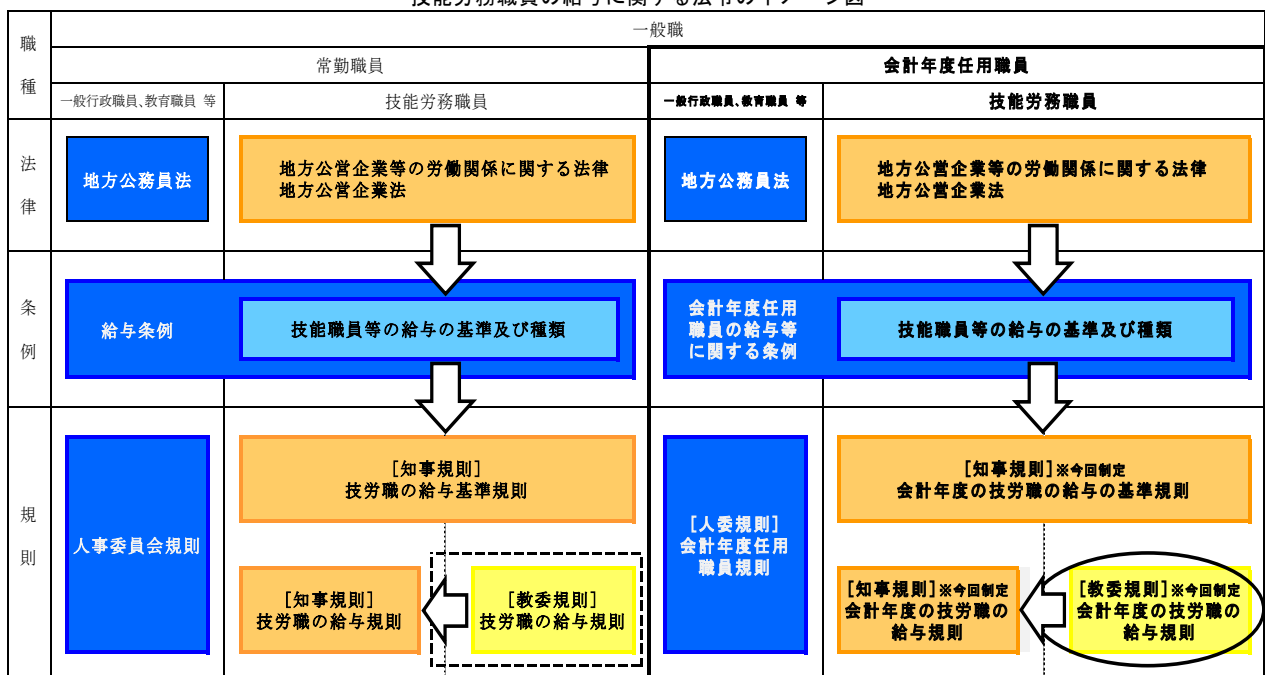
1 制定の目的

会計年度任用職員のうち技能労務職員（運転技士、学校技術員、調理員及び介助員等）の給与に関し必要な事項を定めるものである。

2 技能労務職員が適用される法令

技能労務職員については、一般行政職員や教育職員等と異なる法令が適用され、一般職員の条例及び規則が適用されないことから、知事が定める基準に従い、任命権者において別途規定する必要があること。

技能労務職員の給与に関する法令のイメージ図



3 教育委員会規則の概要

(1) 任命権者間で共通する事項

以下の事項については、知事部局の取扱いに準じること。

- ア 会計年度任用職員である技能職員等の定義
- イ 給料の決定方法
- ウ 支給手当の範囲、算定方法
- エ 特殊勤務手当の種類
- オ 特殊勤務手当の範囲、支給額
- カ 給与の支給

(2) 教育委員会特有の事項

特殊勤務手当のうち、知事部局で定めがない社会福祉施設等勤務手当の範囲及び早出勤手当の範囲、支給額については、教育委員会の常勤職員である技能労務職員の取扱いに準じること。

#### 4 地方公務員法等の改正

任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、

- ① 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- ② 一般職の非常勤の任用等に関する制度の明確化し、会計年度任用を新設の改正を実施 (R2. 4. 1 施行)。
- ③ 現在の特別職非常勤及び臨時的任用の職の大半が会計年度任用の職に移行

現 行 (R2. 3. 31 まで)	《法改正》	改 正 後 (R2. 4. 1 から)
特別職非常勤の職		特別職非常勤の職
「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」 ・ 参与 ・ 学校医 ・ 学校薬剤師 ・ <b>非常勤講師</b> ・ <b>学校技術員 (介助員、調理員等)</b> など	① 任用の 厳格化	「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」 <b>※職を限定列举</b> ・ 参与 ・ 学校医 ・ 学校薬剤師
	②、③ ・ 制度の 明確化 ・ 移行	《新設》 会計年度任用の職
		「 <b>一会計年度を超えない範囲で任用される一般職非常勤の職</b> 」 ・ パートタイム職員 ・ <b>非常勤講師</b> ・ <b>学校技術員 (介助員、調理員等)</b> など ・ フルタイム職員 ・ <b>期限付臨時職員 (事務補助等)</b>
臨時的任用の職	②、③ ・ 制度の 明確化 ・ 移行	臨時的任用の職
「緊急の場合、臨時の職に関する場合等」 ・ <b>期限付臨時職員 (事務補助等)</b> ・ 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手 ・ 学校栄養職員 など	① 任用の 厳格化	「 <b>常勤職員に欠員が生じた場合で、緊急の場合、臨時の職に関する場合等</b> 」 <b>※常時勤務を要する職に位置づけ</b> ・ 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手 ・ 学校栄養職員 など

#### 5 会計年度任用職員の子な勤務条件

職 種	現 行		会計年度任用職員	
	臨時的任用職員	非常勤職員	フルタイム職員	パートタイム職員
勤 務 時 間	週 38 時間 45 分	週 29 時間以内	週 38 時間 45 分	週 38 時間 45 分未満
給 料 ・ 報 酬	賃金 (日額)	報酬 (月額・日額・時間額)	給 料 (月 額)	報酬 (月額・日額・時間額)
手 当 ※パートタイム職員は手当に相当する報酬	・ 超過勤務手当  ・ 通勤した場合の費用弁償 (支給上限あり)	・ 通勤した場合の費用弁償 (支給上限あり)	・ <b>へき地手当</b> 超過勤務手当 <b>通勤手当 等</b> ・ <b>期末手当 (任期 6 月以上)</b> ・ <b>退職手当 (勤務 18 日以上、6 月超)</b>	・ <b>へき地手当</b> <b>超過勤務手当 等</b> ・ <b>期末手当 (任期 6 月、勤務週 15.5 時間以上)</b> ・ 通勤した場合の費用弁償 ( <b>通勤手当の例による</b> )
共 済 ・ 社 保	社会保険		1年目 社会保険、2年目~ 共済組合	社会保険
休 暇	常勤職員の例による	年次休暇、病気休暇 (無給)、特別休暇 (有給、無給)、介護休暇及び介護時間 (無給)		
任 期	12 月以内		一会計年度の範囲内で 12 月以内	
条件付採用の期間	—		1 月 (1 月の勤務日が 15 日に満たない場合は 15 日)	
任 用 方 法	—		選考 (面接、書類選考 等)	



## 協議 2

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の指示専決処理について

次のとおり、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則に関し教育長が専決処理することについて、指示を求める。

### 第1 改正の趣旨

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を改正する条例（以下「条例改正」という。）に伴い、県立高等学校の設置及び廃止並びに県立高等学校の学科の設置及び廃止について所要の改正をするとともに、県立高等学校の学級数及び生徒の募集停止について定めようとするものである。

### 第2 規則案の内容

#### 1 県立高等学校の設置に伴い、次のとおり加えること（別表第1関係）

学校名	区 分	課 程	学科名	学級数
岩手県立宮古商工高等学校		全日制	機械科	2
		全日制	機械システム科	1
		全日制	電気電子科	2
		全日制	電気システム科	1
		全日制	建築設備科	2
		全日制	商業科	2
		全日制	総合ビジネス科	1
		全日制	流通経済科	2
		全日制	流通ビジネス科	1
		全日制	会計科	2
		全日制	情報科	2
		全日制	情報ビジネス科	1

#### 2 県立高等学校の廃止に伴い、次のとおり削ること。（別表第1関係）

学校名	区 分	課 程	学科名	学級数
岩手県立宮古工業高等学校		全日制	機械科	3
		全日制	電気電子科	3
		全日制	建築設備科	3
岩手県立宮古商業高等学校		全日制	商業科	3
		全日制	会計科	3
		全日制	情報科	3
		全日制	流通経済科	3

3 県立高等学校の学科の設置に伴い、次のとおり加えること。(別表第1関係)

学校名	区 分	課 程	学科名	学級数
岩手県立一関工業高等学校		全日制	電気電子科	1

4 県立高等学校の学科の廃止に伴い、次のとおり削ること。(別表第1関係)

学校名	区 分	課 程	学科名	学級数
岩手県立水沢農業高等学校		全日制	環境工学科	1
		全日制	生活科学科	1
岩手県立釜石商工高等学校		全日制	電子機械科	1

5 県立高等学校の学級数を次のとおり改めること。(別表第1関係)

学校名	区 分	課 程	学科名	学級数	
				現行	改正
岩手県立盛岡第四高等学校		全日制	普通科	20	19
岩手県立盛岡北高等学校		全日制	普通科	18	17
岩手県立平舘高等学校		全日制	普通科	5	4
岩手県立雫石高等学校		全日制	普通科	4	3
岩手県立紫波総合高等学校		全日制	総合学科	15	14
岩手県立北上翔南高等学校		全日制	総合学科	18	17
岩手県立西和賀高等学校		全日制	普通科	4	3
岩手県立水沢農業高等学校		全日制	食品科学科	2	3
岩手県立金ヶ崎高等学校		全日制	普通科	9	8
岩手県立岩谷堂高等学校		全日制	総合学科	14	13
岩手県立一関第一高等学校		全日制	普通科	15	14
岩手県立一関第二高等学校		全日制	総合学科	16	15
岩手県立一関工業高等学校		全日制	電気科	3	2
		全日制	電子科	3	2
岩手県立大東高等学校		全日制	普通科	8	7
岩手県立高田高等学校		全日制	普通科	12	11
岩手県立大船渡高等学校		全日制	普通科	13	12
岩手県立大船渡東高等学校		全日制	機械科	2	1
		全日制	機械電気科	1	2
		全日制	電気電子科	2	1
岩手県立釜石高等学校		全日制	普通科	12	11
岩手県立釜石商工高等学校		全日制	総合情報科	4	3
岩手県立山田高等学校		全日制	普通科	6	5
岩手県立宮古高等学校		全日制	普通科	18	17

岩手県立宮古水産高等学校		全日制	海洋技術科	2	1
			海洋生産科	1	2
			食品家政科	2	1
岩手県立久慈高等学校		全日制	普通科	14	13
岩手県立種市高等学校		全日制	普通科	4	3
岩手県立大野高等学校		全日制	普通科	5	4
岩手県立福岡高等学校		全日制	普通科	14	13

6 募集停止について、所要の改正をすること。(別表第1関係)

7 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

### 第3 指示専決の理由

県立学校設置条例の一部を改正する条例が令和元年9月岩手県議会定例会において審議予定であり、同条例が可決成立した場合には、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、同規則の改正について、あらかじめ教育委員会の指示を受け、教育長が専決処理をしようとするものである。



令和2年度（2020年度）

県立学校の編制について

岩手県教育委員会

# I 令和2年度（2020年度） 県立高等学校の編制について

## 1 課程別・学科別募集学級数及び募集定員

令和2年度（2020年度）の課程別・学科別募集学級数及び募集定員の状況は、次の表のとおりである。

区 分			募 集 学 級 数			募 集 定 員		
			平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	差	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	差
県 立	全 日 制	普通科・理数科 体育科	136	129	▲7	5,440	5,160	▲280
		職業に関する学科	72	69	▲3	2,880	2,760	▲120
		総合学科	28	26	▲2	1,120	1,040	▲80
		小 計	236	224	▲12	9,440	8,960	▲480
	定 時 制	普通科	13	13	0	520	520	0
		職業に関する学科	1	1	0	40	40	0
		小 計	14	14	0	560	560	0
合 計			250	238	▲12	10,000	9,520	▲480

## 2 ブロック別募集学級数増減

令和2年度（2020年度）のブロック別募集学級数増減の状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	募集学級数 (全日制・ 定時制)	学校名	平成31年度(2019 年度)設置学科及 び募集学級数	令和2年度(2020 年度)設置学科及 び募集学級数	令和2年度(2020年度) 学級数増減		
					学 科	増	減
盛岡	79→77 (全72、定5)	盛岡北高校	普通 6	普通 5	普通		▲1
		紫波総合高校	総合 5	総合 4	総合		▲1
岩手 中部	38→37 (全37、定0)	北上翔南高校	総合 6	総合 5	総合		▲1
胆江	26→25 (全23、定2)	金ヶ崎高校	普通 3	普通 2	普通		▲1
両磐	25→23 (全22、定1)	一関第一高校	普通・理数 6	普通・理数 5	普通・理数		▲1
		一関工業高校	電気 1 電子 1 電子機械 1 土木 1	電気電子 1 電子機械 1 土木 1	電気 電気電子 電子	1	▲1 ▲1
気仙	15→14 (全13、定1)	高田高校	普通 4 海洋システム 1	普通 3 海洋システム 1	普通		▲1
釜石・ 遠野	17→16 (全15、定1)	釜石高校	普通・理数 5	普通・理数 4	普通・理数		▲1
宮古	21→17 (全16、定1)	山田高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
		宮古高校	普通 6	普通 5	普通		▲1
		宮古工業高校	機械 1 電気電子 1 建築設備 1		機械 電気電子 建築設備		▲1 ▲1 ▲1
		宮古商業高校	商業 1 会計 1 情報 1 流通経済 1		商業 会計 情報 流通経済		▲1 ▲1 ▲1 ▲1
		宮古商工高校		機械システム 1 電気システム 1 総合ビジネス 1 流通ビジネス 1 情報ビジネス 1	機械システム 電気システム 総合ビジネス 流通ビジネス 情報ビジネス	1 1 1 1 1	
久慈	16→16 (全14、定2)						
二戸	13→13 (全12、定1)						
合計	250 → 238 (全224定14)				普通 普通・理数 体育 農業 工業 商業 水産 家庭 総合 定時制	3 3	▲5 ▲2 ▲5 ▲4
					計	6	▲18

### 3 学科改編

令和2年度（2020年度）の学科改編の状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	学校名	平成31年度（2019年度）設置学科及び募集学級数	令和2年度（2020年度）設置学科及び募集学級数	理由
両磐	一関工業高校	電気 1 電子 1 電子機械 1 土木 1	電気電子 1 電子機械 1 土木 1	少子化による生徒減少に対応し、かつ魅力ある学科構成とするため、生徒の進路希望の動向、地域産業のニーズ及び社会情勢の変化等を踏まえた学科改編を行うものである。 新たに設置する電気電子科は、電気科と電子科の教育課程を引き継ぎ、「電気」と「電子」の両方を学ぶことができる学習内容とする。

### 4 学校再編

新たな県立高等学校再編計画で、令和2年度（2020年度）の改編を計画した県立高校の状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	学校名	現行	改編内容	改編の目的
宮古	宮古商工高校	宮古工業高校 機械 1 電気電子 1 建築設備 1 宮古商業高校 商業 1 会計 1 情報 1 流通経済 1	【統合】 宮古商工高校 機械システム 1 電気システム 1 総合ビジネス 1 流通ビジネス 1 情報ビジネス 1	望ましい学校規模を確保して学校全体の教育環境を活力あるものとし、各学科の専門性を維持できるよう、既存校舎の施設を活用する校舎制により、工業、商業に関する学科を併せ持つ専門高校として、一層の充実を図るよう整備するものである。

### 5 年次進行に伴う県立高等学校の分校、課程及び学科の廃止

平成30年度から募集を停止しており、今年度をもって平成29年度入学生が卒業することから、令和2年度（2020年度）に県立高等学校の学科を廃止するものである。廃止状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	学校名	課程	学科名	位置
胆江	水沢農業高校	全日制	環境工学 1 生活科学 1	奥州市
釜石・遠野	釜石商工高校	全日制	電子機械 1	釜石市

## II 令和2年度 県立特別支援学校の編制について

令和2年度（2020年度）に県立特別支援学校の課程及び学科の廃止はない。



平成31年度

県立学校の編制について

岩手県教育委員会

# I 平成 31 年度 県立高等学校の編制について

## 1 課程別・学科別募集学級数及び募集定員

平成 31 年度の課程別・学科別募集学級数及び募集定員の状況は、次の表のとおりである。

区 分			募 集 学 級 数			募 集 定 員		
			30 年度	31 年度	差	30 年度	31 年度	差
県 立	全 日 制	普通科・理数科 体育科	142	136	▲6	5,680	5,440	▲240
		職業に関する学科	74	72	▲2	2,960	2,880	▲80
		総合学科	29	28	▲1	1,160	1,120	▲40
		小 計	245	236	▲9	9,800	9,440	▲360
	定 時 制	普通科	13	13	0	520	520	0
		職業に関する学科	1	1	0	40	40	0
		小 計	14	14	0	560	560	0
合 計			259	250	▲9	10,360	10,000	▲360

## 2 ブロック別募集学級数増減

平成31年度のブロック別募集学級数増減の状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	募集学級数 (全日制・定時制)	学校名	30年度設置 学科及び 募集学級数	31年度設置 学科及び 募集学級数	31年度学級数増減		
					学 科	増	減
盛岡	81→79 (全74,定5)	盛岡第四高校	普通 7	普通 6	普通		▲1
		平館高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
岩手中部	38→38 (全38,定0)						
胆江	27→26 (全24,定2)	岩谷堂高校	総合 5	総合 4	総合		▲1
両磐	26→25 (全24,定1)	大東高校	普通 3	普通 2	普通		▲1
気仙	16→15 (全14,定1)	大船渡東高校	農芸科学 1 機械 1 電気電子 1 情報処理 1 食物文化 1	農芸科学 1 機械電気 1 情報処理 1 食物文化 1	機械 電気電子 機械電気	1	▲1 ▲1
釜石・ 遠野	17→17 (全16,定1)						
宮古	22→21 (全20,定1)	宮古水産高校	海洋技術 1 食品家政 1 食 物 1	海洋生産 1 食 物 1	海洋技術 食品家政 海洋生産	1	▲1 ▲1
久慈	18→16 (全14,定2)	大野高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
		久慈高校	普通 5	普通 4	普通		▲1
二戸	14→13 (全12,定1)	福岡高校	普通 5	普通 4	普通		▲1
合計	259 → 250 (全236定14)				普通 普通・理数 体育 農業 工業 商業 水産 家庭 総合 定時制		▲6
					計	2	▲11

### 3 学科改編

平成 31 年度の学科改編の状況は、次の表のとおりである。

ブロック等	学 校 名	30 年 度 設 置 学 科 及 び 募 集 学 級 数	31 年 度 設 置 学 科 及 び 募 集 学 級 数	理 由
気仙	大船渡東高校	農芸科学 1 機 械 1 電気電子 1  情報処理 1 食物文化 1	農芸科学 1  機械電気 1 情報処理 1 食物文化 1	少子化による生徒減少に対応し、かつ魅力ある学科構成とするため、生徒の進路希望の動向、地域産業のニーズ及び社会情勢の変化等を踏まえた学科改編を行うものである。 新たに設置する機械電気科は、機械科と電気電子科の教育課程を引き継ぎ、「機械」と「電気」の両方を学ぶことができる学習内容とする。
宮古	宮古水産高校	海洋技術 1 食品家政 1  食 物 1	海洋生産 1 食 物 1	水産に関する専門教育の充実・維持を図りつつ、少子化による生徒減少に対応し、かつ魅力ある学科構成とするため、地域産業のニーズ、社会情勢の変化及び生徒の進路希望の動向等を踏まえた学科改編を行うものである。 新たに設置する海洋生産科は、海洋技術科の学習内容と食品家政科の学習内容をコース制で維持し、引き続き専門性の高い知識・技術を身に付けられる学習内容とする。

### 4 学校再編

平成 31 年度の再編を計画した県立高等学校はない。

### 5 年次進行に伴う県立高等学校の分校、課程及び学科の廃止

平成 31 年度の年次進行に伴う県立高等学校の課程及び学科の廃止はない。

## II 平成 31 年度 県立特別支援学校の編制について

平成 31 年度に設置を予定している県立特別支援学校の状況は、次の表のとおりである。

学校名	教育の 対象者	開設 学部	課程	学科	修業年限	理 由
盛岡ひがし 支援学校	知的障がい	小学部			6年	盛岡みたけ支援学校の慢性的な教室不足の解消を軸とした盛岡地区の教育環境を整備するため、知的障がいを対象とした新設の特別支援学校を設置するものである。
		中学部			3年	
		高等部	全日制	普通	3年	

平成 29 年 8 月 1 日

平 成 3 0 年 度

県立学校の編制について

岩 手 県 教 育 委 員 会

# I 平成 30 年度 県立高等学校の編制について

## 1 課程別・学科別募集学級数及び募集定員

区 分			募 集 学 級 数			募 集 定 員		
			29 年度	30 年度	差	29 年度	30 年度	差
県 立	全 日 制	普通科・理数科 体育科	146	142	▲ 4	5,840	5,680	▲160
		職業に関する学科	77	74	▲ 3	3,080	2,960	▲120
		総合学科	30	29	▲ 1	1,200	1,160	▲40
		小 計	253	245	▲ 8	10,120	9,800	▲320
	定 時 制	普通科	13	13	0	520	520	0
		職業に関する学科	1	1	0	40	40	0
		小 計	14	14	0	560	560	0
合 計			267	259	▲ 8	10,680	10,360	▲320

## 2 ブロック別募集学級数増減

ブロック等	募集学級数 (全日制・ 定時制)	学 校 名	29年度設置 学科及び 募集学級数	30年度設置 学科及び 募集学級数	30年度学級数増減		
					学 科	増	減
盛岡	82→81 (全76、定5)	雫石高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
岩手 中部	39→38 (全38、定0)	西和賀高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
胆江	28→27 (全25、定2)	水沢農業高校	農業科学 1 生活科学 1 環境工学 1	農業科学 1  食品科学 1	生活科学 環境工学 食品科学	1	▲1 ▲1
両磐	27→26 (全25、定1)	一関第二高校	総合 6	総合 5	総合		▲1
気仙	17→16 (全15、定1)	大船渡高校	普通 5	普通 4	普通		▲1
釜石・ 遠野	19→17 (全16、定1)	釜石商工高校	機械 1 電子機械 1 電気電子 1 総合情報 2	機械 1  電気電子 1 総合情報 1	電子機械  総合情報		▲1 ▲1
宮古	22→22 (全21、定1)						
久慈	19→18 (全16、定2)	種市高校	普通 2	普通 1	普通		▲1
二戸	14→14 (全13、定1)						
合計	267 → 259 (全245定14)				普通 普通・理数 体育 農業 工業 商業 水産 家庭 総合 定時制	1	▲4  ▲2 ▲1 ▲1  ▲1
					計		1

### 3 学科改編

平成30年度の学科改編の状況は、次の表の通りである。

ブロック等	学校名	29年度設置 学科及び 募集学級数	30年度設置 学科及び 募集学級数	理由
胆江	水沢農業高校	農業科学 1 生活科学 1 環境工学 1	農業科学 1  食品科学 1	少子化による生徒減少に対応した魅力ある学科構成とするため、生徒の進路希望の動向や社会情勢の変化を踏まえた学科改編を行うものである。 農業科学科では県南地区の農業の特色・地域性を考慮し、作物、野菜、畜産、果樹、草花等の動植物に関することを学習内容とし、食品科学科では、発展が見込まれる6次産業化に対応する食品製造、フードデザイン、食品流通等に関することを学習内容とする。
釜石・遠野	釜石商工高校	機械 1 電子機械 1 電気電子 1 総合情報 2	機械 1  電気電子 1 総合情報 1	少子化による生徒減少に対応した学科構成とするため、生徒の進路希望の動向や地域産業のニーズを踏まえた学科改編を行うものである。 機械科では機械全般に関することに加え、これまで電子機械科で学んできた機械制御に関することも学習内容とする。

### 4 学校再編

新たな県立高等学校再編計画で、平成30年度の改編を計画した高校の状況は、次の表の通りである。

ブロック等	学校名	現行	改編内容	理由
宮古	宮古高校	全日制課程普通科 (6) 定時制課程普通科 (1)	全日制課程普通科 (6) 定時制課程普通科 (1) 通信制課程普通科	これまで、宮古高校（全日制、定時制）の校舎内に杜陵高校通信制課程宮古分室を設置し、宮古高校と杜陵高校通信制課程宮古分室はそれぞれ別の学校として運営していたが、杜陵高校通信制課程宮古分室を宮古高校通信制課程に再編することにより、通信制課程の生徒の学ぶ環境の改善が図られる。

### 5 年次進行に伴う県立高等学校の分校、課程及び学科の廃止

平成30年度に年次進行に伴う県立学校及び学科の廃止はない。

## II 平成30年度 県立特別支援学校の編制について

平成30年度における編制の変更はない。



議案第14号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学校名	区 分	教育の対象者	部	課程等	学 科	修業年限	学校名	区 分	教育の対象者	部	課程等	学 科	修業年限
[略]							[略]						
岩手県立盛岡となん支援学校		肢体不自由者		[略]			岩手県立盛岡となん支援学校		肢体不自由者 <u>病弱者</u>		[略]		
[略]							[略]						
岩手県立一関清明支援学校		[略]		[略]			岩手県立一関清明支援学校		[略]		[略]		
		<u>聴覚障害者</u>							<u>知的障害者</u>				
		<u>肢体不自由者</u>							<u>肢体不自由者</u>				
		<u>病弱者</u>							<u>病弱者</u>				
		<u>聴覚障害者</u>							<u>知的障害者</u>				
[略]							[略]						
備考1 [略]							備考1 [略]						
2 岩手県立花巻清風支援学校の知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。							2 <u>岩手県立盛岡となん支援学校の病弱者</u> 、岩手県立花巻清風支援学校の知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年10月7日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

岩手県立盛岡となん支援学校において、病弱である入院者の訪問教育を令和2年度から行うため、所要の改正をしようとするものである。また、岩手県立一関清明支援学校について、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 法規案逐条説明書

### 岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の趣旨

岩手県立盛岡となん支援学校において、病弱である入院者の訪問教育を令和2年度から行うため、所要の改正をしようとするものである。

また、岩手県立一関清明支援学校について、所要の整備をしようとするものである。

#### 2 岩手県立盛岡となん支援学校について

##### (1) 関係施設の概要

###### ア 岩手県立盛岡となん支援学校

###### (ア) 所在地

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番5号

###### (イ) 肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学校

###### イ 岩手県立盛岡青松支援学校

###### (ア) 所在地

岩手県盛岡市上田字松屋敷11番25

###### (イ) 病弱である児童生徒を対象とした特別支援学校

###### ウ 岩手医科大学附属病院（以下「附属病院」という。）

###### (ア) 所在地

岩手県盛岡市内丸19番1号（内丸キャンパス）

岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目1番1号

（矢巾キャンパス新附属病院）【令和元年9月21日、開院予定】

##### (2) 病弱者に対する訪問教育実施の経緯

ア これまで、附属病院に入院している児童生徒への教育は、盛岡青松支援学校が行ってきたところ。

イ 附属病院が盛岡市内丸から矢巾町医大通へ移転し、盛岡青松支援学校から遠距離となるため、隣接する盛岡となん支援学校がこの教育を行うもの。

なお、盛岡となん支援学校が行う病弱者の教育は、附属病院入院者に係る訪問教育のみとすること。

ウ 盛岡市内の病院等に入院している児童生徒への教育は、継続して盛岡青松支援学校が行うこと。

エ 盛岡青松支援学校は、これまでの実績を踏まえ、地域のセンター的役割の一環として、小・中・高等学校を含め、支援学校へも病弱教育に係る助言・指導機能を発揮すること。

オ 令和元年度については、年度内における授業の継続を考慮し、盛岡青松支援学校

が行うこと。

(3) 改正の概要

ア 岩手県立盛岡となん支援学校の教育の対象者に、病弱者を加えること。

イ 備考2に岩手県立盛岡となん支援学校の病弱者を加えること。盛岡となん支援学校において、肢体不自由者については受入れを限定するものではないことから、病弱者のみを加える。(下記【参考】を参照のこと。)

なお、「別に定める場合」とは、就学支援委員会や入試時の要綱等によること。

3 岩手県立一関清明支援学校について

(1) 改正の概要

ア 改正の内容

岩手県立一関清明支援学校のうち、教育の対象者が同じである、小学部と中学部をまとめて表記すること。

4 附則

令和2年4月1日から施行すること。

【参考】

盛岡となん支援学校における教育の状況について

	肢体不自由者	病弱者
本校舎	行っている	行わない
訪問教育	行っている	行う 【今回加えるもの】

・病弱者の教育は、訪問教育でのみ行い、本校舎においては行わないこと。